

ゆるしの秘跡と共同回心式について

松永敦 神父

今年は2月から四旬節が始まります。今回は共同回心式を行わず、各自でゆるしの秘跡を受けて頂くことに致しました。そこで、この紙面をお借りして、ゆるしの秘跡と共同回心式について書かせて頂くことに致します。

ゆるしの秘跡はかつて「告解」あるいは「悔悛の秘跡」と呼ばれていた秘跡です。第2バチカン公会議の要請に基づいて儀式書が改訂され、神のゆるしに重点を置いた「ゆるしの秘跡」という名称に変更されました。

新しい儀式書には3つの様式の式次第が載っています。ひとつめが「個別のゆるしの式」です。これは通常私達が「ゆるしの秘跡」と呼んでいるものです。個別とは信者と司祭が1対1で行うということです。ここでいう信者は聖職者や修道者も含む広い意味で使っています。ゆるしの秘跡を受ける者にとって最も大切な行為は悔い改めです。つまり、犯した罪を悔やみ、再び罪を犯さない決心をすることです。信者は罪を告白し、悔い改め、司祭を通して神のゆるしを受け、与えられた償いを果たす決意をし、実行します。

ゆるしの秘跡は神のゆるしを受けると同時に、罪を犯すことによって傷つけた教会と和解するものでもあります。そのような共同体的側面を明らかに示すために、新しい儀式書には「個別のゆるしの式」以外にふたつの様式の「共同回心式」の式次第が入っています。

そのうちのひとつが個別告白と個別赦免（個別のゆるしの秘跡のこと）を組み入れた「共同回心式」です。待降節や四旬節に行う「共同回心式」のことです。ここで注意しなければいけないことは、共同回心式自体はゆるしの秘跡と同じではないということです。この共同回心式は複数の信者が集まり、式の中でそれぞれが個別にゆるしの秘跡を受けるために行われます。メリットは、先ほど述べたゆるしの秘跡の共同体的側面がよく表れている点と、ゆるしの秘跡を受けるきっかけになる点です。その反面、参加者が多数になると長引きやすく、ひとりひとりの時間が短くなる傾向があります。また、司祭の高齢化と減少から、聴罪司祭の人数を確保するのが難しくなっています。これらのことを踏まえて、またゆるしの秘跡が何も四旬節や待降節だけではなく、いつでも受けられる秘跡であることを確認する意味で、今回は共同回心式を行わずに、各自で個別のゆるしの秘跡を受けて頂くことに致しました。四旬節のゆるしの秘跡については典礼チームとこれから話し合っていますが、現在、姫路教会には3人の司祭が住んでおり、都合があれば、いつでもゆるしの秘跡は受けられますので、ご遠慮なさらず、ご連絡下さい。

共同回心式のふたつめの様式は、特殊な場合に行われる「一般告白と一般赦免による共同回心式」です。これは司教の許可が必要です。個別告白と個別赦免が特殊な事情のために行なうことができなかつた場合に一般赦免を与えることがゆるされます。特殊な場合とは、信者が多いのに司祭が少なく、適切な時間内に一人一人の告白をふさわしく聴くことができ

ないなどのケースが考えられます。他にも、たとえば自然災害や戦時下のような、死の危険が迫る非常事態の時も当てはまるでしょう。しかし、この共同回心式は事態が落ち着いて告白できる状態になれば、あとからでも重大な罪を告白する義務があります。